主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

## 理 由

弁護人栗原宰之助の上告趣意は、結局事実誤認、量刑不当、単なる訴訟法違反の 主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一 一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条、刑訴一八一条により主文の とおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎